

# 新庁舎に関する訴訟の結果報告

令和2年8月18日、及び9月23日に、新庁舎に関する訴訟の経過と結果が、市側より報告されました。下記のとおり、新庁舎に関する訴訟が全て終了いたしました。市民の皆さまには長期にわたりご心配をおかけしましたが、暖かく見守っていただきありがとうございました。

## 訴訟 1

内容：①新庁舎建設にあたり、買収地1を取得する代わりに代替地を減額して譲渡した行為。（代替地803.30㎡を不動産鑑定評価額90,500円 / ㎡から買収地単価72,300円 / ㎡に減額）

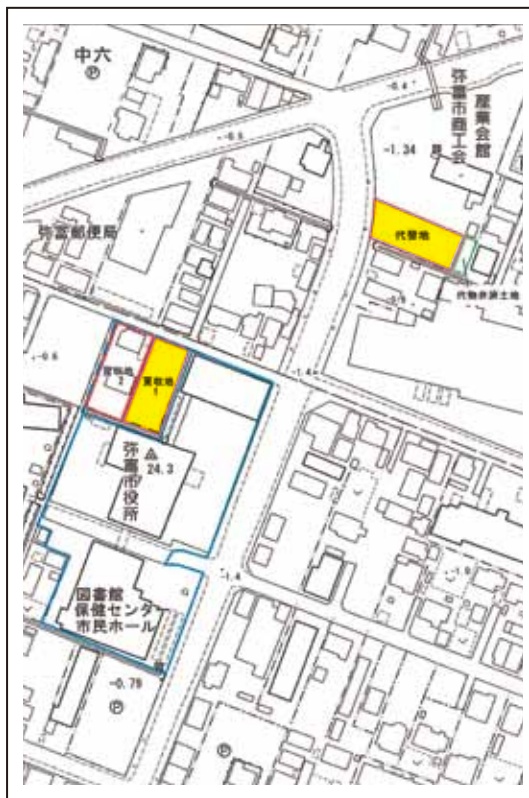
②代替地における地中埋設物の撤去費用。（市の査定額（8,855,425円）と原告の査定額（7,311,600円）との差額）

争点：①市議会において議決を得たが、十分審議されておらず、地方自治法第237条第2項にいう議会の議決があったとは言えず、本件売買契約は違法な行為である。

②代替地の地中埋設物は有用なものであるから撤去の必要性はなく、撤去費用を負担する必要がなかった。

判決：令和2年7月22日名古屋地方裁判所にて2件とも市長の専決行為ではなく議会の議決を得た行為であり適正であるとの判決。

加藤明由氏ら他2名の原告は、控訴期限までに控訴せず判決が確定しました。



## 訴訟 2

内容：市管理の公共施設用地内の土地につき所有権の確認を求める。

判決：令和2年9月4日に名古屋地方裁判所にて水路10筆2649㎡が時効取得により市の所有であることが確認されました。

